

日ハ良附コト其旨ナ

第十四節

第十四節

第十四節

第四日本労働同盟大阪紡織労働組合ノ大會又ハ本部委
員會ノ決議ヲ以テ爭議基金トシテ寄附募集ヲ爲シタ
ル金員ハ預入レルモノトス
第五日本労働同盟大阪紡織労働組合ノ大會又ハ本部委
員會ニテ臨時收入並ニ組合 支部 個人ヨリノ寄附
ニテ他ニ流用セザル條件ヲ附シテ爭議基金ト決定シ
タル金員ハ預入レルモノトス
第六日本労働同盟大阪紡織労働組合ガ爭議基金ニ編入
スル組合員一名ニ付キ毎月五厘宛ノ金員ハ預入レル
モノトス
但シ日本労働同盟大阪紡織労働組合大會ノ決議ヲ
經ルマデハ預入レズ
第七日本労働同盟大阪紡織労働組合所屬ノ各支部ハ其
支部ノ總會又ハ幹部會ニ於テ他ニ流用セザル條件ヲ